

内閣参質一八九第三九八号

平成二十七年十月六日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長山崎正昭殿

参議院議員小西洋之君提出専守防衛の改変と平和主義の切り捨てに關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員小西洋之君提出専守防衛の改変と平和主義の切り捨てに関する質問に対する答弁書

「専守防衛」とは、相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神にのつとつた受動的な防衛戦略の姿勢をいうものであり、我が国の防衛の基本的な方針である。ここにいう「憲法の精神」とは、憲法第九条の下、我が国が自衛のために行う実力の行使及び保持は、急迫不正の事態を排除するため必要最小限度でなければならないことをいうものである。

